

## 鹿児島市スポーツ少年団 処分基準

(※公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程及び登録者等処分規程処分基準に準ずるものとする。)

### (目的)

第1条 この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、スポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

### (違反行為)

第2条 この基準において違反行為とは、少年団登録者として遵守する義務のある公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程第3条に違反する行為をいう。規律の対象となる者は、同規定第2条に該当するスポーツ少年団登録指導者である。

## 公益財団法人日本スポーツ協会 登録者等処分規程 (抜粋)

### (適用範囲)

第2条 本規程において、登録者等とは、以下の者をいう。

(1) 公認スポーツ指導者

本会「公認スポーツ指導者制度」第6条において認定を受けた者

(2) スポーツ少年団登録者

本会「スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフ

2 本会「スポーツ少年団登録規程」第4条の定めにかかわらず、本規程において、スポーツ少年団登録者は、本会「スポーツ少年団登録規程」第3条により登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

3 本会主催事業の運営に関わる者及び参加者に対する処分は、各事業の要項等に従って行うものとする。

### (遵守事項)

第3条 登録者等は、スポーツ活動又はこれに準じる活動に関連し、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。

(1) 暴力・暴行その他の身体的虐待

(2) 暴言その他の精神的虐待

(3) 性的虐待

(4) セクシュアル・ハラスメント

(5) パワー・ハラスメント

(6) アルコール・ハラスメント

(7) その他のハラスメント

(8) 無視・ネグレクト

(9) 不適切又は不合理な指導

(10) 差別的言動

(11) 試合の不正操作

(12) 違法なスポーツベッティング

(13) ドーピング

(14) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者の名誉毀損

(15) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者のプライバシー侵害

2 前項各号のほか、登録者等は、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。

(1) 薬物の乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等を含むがこれに限らない）

(2) 登録者等としての職務又は地位を利用して自己又は第三者の利益を図り、若しくは第三者を害すること

(3) 登録者等としての職務又は地位に関連して受領する補助金に関連して、要綱等に違反し、又は不正を行うこと

(4) 反社会的勢力と関係を有すること

(5) 第三者が前項各号又は前各号に定める行為を行うことを教唆し、幫助し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと

(6) 前項各号又は前各号に定めるもののほか、各種法令及び本会が定める規程に違反すること

(7) その他スポーツの健全性及び高潔性を損ねること

（違反行為の事実確認、当事者間での解決）

第3条 少年団登録者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、鹿児島市スポーツ少年団は倫理委員会を招集し、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

（処分の種類、内容）

第4条 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意する。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意するとともに、処分の効力発生日から3年以内に類似する遵守事項違反が発生した場合は活動禁止を科す。

(3) 有期の活動停止

一定期間（1カ月以上5年以下）スポーツ少年団活動（単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動）への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

(4) 無期の活動禁止

期間を定めることなくスポーツ少年団活動への参画を一切禁止し、登録者としての権利の一切を停止する。

2 前条に定める遵守事項に違反した時点及び処分を行う時点のいずれにおいても登録者等に該当する者に対し、処分を行うことができる。

- 3 前項の定めにかかわらず、遵守事項に違反した時点から1年間が経過していなければ、処分時点において登録者等の地位を有しない者に対しても処分を行うことができる。

(処分の原則)

第5条 違反行為をしたと疑われる登録者等に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

- 2 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
- 3 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
- 4 前3項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を処分基準として別表1から6までに定める。実際の処分決定に当たっては、処分基準の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
- 5 処分基準に示していない違反行為に対する処分内容は、処分基準の標準的な処分内容を参考とし、本条第1項、第2項、第3項に掲げる基本的な考え方を踏まえて判断することとする。

(処分決定機関等)

第6条 処分の決定は、鹿児島市スポーツ少年団において行う。但し、公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない。

(注意又は嚴重注意の処分を受けた公認スポーツ指導者に対する再教育プログラムの開始)

第7条 鹿児島市スポーツ少年団本部は、注意又は嚴重注意の処分を受けたスポーツ少年団登録者に対し、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者再教育プログラム運用規定に基づき再教育プログラムの内容を決定し、処分決定とともにこれを通知する。

(有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの開始)

- 第8条 有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、鹿児島市スポーツ少年団本部に対し、再教育プログラムの受講を申請することができる。
- 2 有期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、処分の効力発生日から活動禁止期間の3分の1の期間を経過した後でなければ、前項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。
  - 3 無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、処分の効力発生日から2年を経過した後でなければ、第1項に定める再教育プログラムの受講を申請できない。
  - 4 鹿児島市スポーツ少年団本部は、有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けた

スポーツ少年団登録者から再教育プログラムの受講申請があった場合、受講の可否を判断するとともに、受講を認める場合は、同本部が別に定める基準に基づきその内容を決定し、当該スポーツ少年団登録者に対し、これを通知する。

(スポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの修了)

第9条 鹿児島市スポーツ少年団本部は、前2条に定める再教育プログラムを受講したスポーツ少年団登録者がプログラムの成果を挙げたと認められる場合には、修了の判定を行う。

2 注意又は嚴重注意の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、原則 6 か月以内に再教育プログラムを修了しなければならない。

3 有期の活動禁止又は無期の活動禁止の処分を受けたスポーツ少年団登録者は、再教育プログラムを修了しなければ、スポーツ少年団活動に参画し、登録者としての権利を行使することができない。

(処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの委任)

第10条 処分を受けたスポーツ少年団登録者に対する再教育プログラムの内容や手続等の詳細は、別途、鹿児島市スポーツ少年団本部が定めるものとする。

(処分の報告)

第11条 鹿児島市スポーツ少年団で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、鹿児島県スポーツ少年団を經由して日本スポーツ少年団に報告しなければならない。

(処分決定に対する不服申立)

第12条 少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(基準の改廃)

第13条 この基準の改廃は、日本スポーツ少年団常任委員会の決議に従う。

附 則

1 本基準は、平成31年4月26日より施行する。

2 本基準は、令和5年4月21日より施行する。